



YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせ
 します。ご活用ください。

第16号

発行日2004年6月1日

YUBISからのお知らせ

・「平成15年度大学発ベンチャーに関する基礎調査」結果

創業・起業関連情報



- ・創業支援関連セミナーのご案内
- ・第3回キャンパスベンチャー・クラブ YCHUGOKUのご案内
- ・雇用に関する助成金について
- ・主な納税の種類について

大学発ベンチャーの動向

「平成15年度大学発ベンチャーに関する基礎調査」結果より

平成15年度末時点で大学発ベンチャー企業数は799社

大学発ベンチャーの分類

大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー 484社
 大学と関連の深いベンチャー 315社

<例示>

- ・設立5年以内に大学と共同研究を行った 83社
- ・設立5年以内に大学から技術移転を受けた 15社
- ・設立5年以内に大学の施設等を利用した 23社
- ・大学と深い関連のある学生ベンチャー 52社
- ・大学のビジネス講座等を受講して起業した 23社

設立年度

2003年度	121社
2002年度	144社
2001年度	150社
2000年度	124社
1999年度	72社
1998年度	48社
1997年度	29社

大学発ベンチャー企業数の累積では旧帝大系の研究大学が優勢だが、平成15年度単年度での
 設立数では、地方大学が大健闘

大学発ベンチャー企業輩出 大学ベスト10 (累積)

1. 早稲田大学	50社
2. 東京大学	46社
3. 大阪大学	45社
4. 京都大学	40社
5. 東北大学	35社
6. 慶應義塾大学	31社
7. 北海道大学	26社
8. 九州工業大学	25社
9. 九州大学	23社
10. 東京工業大学	22社

大学発ベンチャー企業輩出 大学ベスト10 (15年度)

1. 北海道大学	7社
1. 京都大学	7社
3. 東京農工大学	4社
3. 名古屋大学	4社
3. 大阪大学	4社
3. 山口大学	4社
3. 香川大学	4社
3. 愛媛大学	4社
3. 九州工業大学	4社
10. 岩手大学	3社
10. 神戸大学	3社
10. 熊本大学	3社
10. 早稲田大学	3社

大学発ベンチャーの所在する 都道府県ベスト10

(15年度)《累積》		
1. 東京都	(21)	《208》
2. 大阪府	(11)	《59》
3. 北海道	(10)	《46》
4. 愛知県	(6)	《27》
4. 福岡県	(6)	《47》
6. 神奈川県	(5)	《51》
6. 京都府	(5)	《49》
6. 兵庫県	(5)	《23》
9. 山口県	(4)	《16》
9. 広島県	(4)	《12》
9. 群馬県	(4)	《5》

事業分野別では、大学が本来強みを有するバイオ・医療分野の比率が着実に増加

創業支援関連セミナーのご案内



16年度開催予定のセミナーや塾の速報第2弾です。支援機関などが実施しているセミナーや塾を大いに活用して、創業についての基礎知識を習得するとともに、創業に備えましょう。

山口商工会議所 <http://www.joho-yamaguchi.or.jp/>

創業支援対策セミナー 【創業予定（検討）者が対象です】【受講料 無料】

会場・日時 3会場で開催（各会場50名） 問い合わせ・申込み先
 長門会場 《長門グランドビル》 6月26日（土）・・・長門商工会議所 0837-22-2266
 萩会場 《萩グランドビル》 6月27日（日）・・・萩商工会議所 0838-25-3333
 山口会場 《ばるるプラザ山口》 7月3日（土）・・・山口商工会議所 083-925-2300
 内容 [午前の部 10時～12時]
 開業の基礎知識 ビジネスを考える 成功の条件
 [午後の部 13時～15時]
 開業の形態（個人事業か会社設立か） 事業計画書の作成
 収支計画と資金計画・独立開業の支援施策
 [個別相談会 15時～17時]
 融資相談 事業計画のたてかた
 受講申込みが必要です

宇部商工会議所 <http://www.joho-yamaguchi.or.jp/ube-cci/>

創業塾 第3期創業フロンティアスクール

【創業予定者・創業を考えている学生・社会人・主婦が対象です】
 【受講料 スクール全9回分 3,000円】

会場 ウェルサンピア宇部（旧 山口厚生年金休暇センター／宇部市上宇部黒岩75）
 定員40名（先着順／残りわずか（数名分））
 日時及び内容
 独立開業ステップアップ勉強会。創業の秘訣を伝授。過去2年間で約10名の創業者を輩出
 5月11日 説明会
 5月25日 オリエンテーション **終了**
 6月8日（火）18時～21時 「マーケティング戦略論」「事例研究」
 6月22日（火）18時～21時 「ビジネスプラン作成実習（1）」
 7月6日（火）18時～21時 「経営者の財務管理」「中小企業の直接金融」
 7月27日（火）18時～21時 「フランチャイズシステム」「経営戦略」
 8月10日（火）18時～21時 「ビジネスプラン作成実習（2）」
 8月24日（火）18時～21時 「ビジネスプラン作成実習（3）」
 9月7日（火）18時～21時 「ビジネスプラン作成実習（4）」
 9月18日（土）9時～16時 「ビジネスプラン作成実習（5）」「各種支援策」
 「ビジネスプランコンテスト」

申込み先 電話 0836-31-0251 FAX 0836-22-3470

雇用能力開発機構 山口センター <http://www.ehdo.go.jp/yamaguchi/>

創業セミナー 【創業を考えている人や創業に興味のある人が対象です】
 【受講料 無料（但し、昼食・お茶代として1,000円/日が必要）】

会場 翠山荘（山口市湯田温泉3-3-1） 定員30名（先着順）
 内容 創業を成功に導くための実践的な参加型のセミナー
 起業家の成功条件、県下の創業実態
 マーケティング、事業計画など開業に最低限必要な知識の習得
 事業プランの作成 経営シミュレーション体験 など
 日時 6月26日（土） 10時～17時
 6月27日（日） 10時～17時 2日間（6時間×2）の講習
 申込み先 電話 083-932-1010 FAX 083-932-1583

第3回
キャンパスベンチャー
グランプリCHUGOKU
～ご案内～

学生による新事業の提案コンペです。
中国地域の学生から新商品、事業アイデア・
ビジネスプランを公募し、優れたプランを顕彰、
報道することで、学生のビジネスに対する意識を
高め、起業家精神を鼓舞しようというものです。

応募期間

2004年8月1日～10月15日

応募資格

中国地域の大学（大学院）等に在籍する学生、
大学院生

応募プランの対象

4部門から選択
ハイテク・新技術部門
情報通信部門
環境・福祉・医療部門
ニュービジネス・独創アイデア部門

表彰

大賞（1件）	賞状&賞金	100万円
優秀賞	賞状&賞金	20万円
奨励賞	賞状&賞金	5万円

応募・問い合わせ先

CVGC実行委員会事務局（日刊工業新聞社
広島総局内）
〒730-0016 広島市中区鞆町13-11
電話 082-511-7111
FAX 082-511-7117
ホームページ http://www.nikkan.co.jp

応募用紙付きチラシ申込み
j500001@orange.ocn.ne.jp

雇用に関する助成金

～労働者を雇い入れた場合に活用できる
助成金制度があります～

中小企業基盤人材確保助成金

概要

知事の認定を受けた「改善計画」に従い、
新分野進出等（創業、異業種進出等）に伴い、
新たに基盤人材（経営基盤の強化に資する労働
者）を雇用した場合、当該基盤人材の賃金に相
当する額の一部として一定額を助成
基盤人材の雇用に伴い、一般労働者を雇用する
場合には、当該一般労働者の賃金に相当する額
の一部として、さらに一定額を助成

支給対象者

雇用保険の適用事業者（創業者等の場合は、
新分野進出等に伴い労働者を雇用することによ
り適用事業主となる者）であって、基盤人材を
新たに雇用した認定中小企業者

支給額

基盤人材	140万円/人	1企業あたり5人まで
一般労働者	30万円/人	1企業あたり基盤人材の雇用数同数まで

問い合わせ先

雇用能力開発機構 山口県センター
http://www.ehdo.go.jp/yamaguchi/yamaguchi/
index.html
〒753-0077 山口市熊野町1-10
ニューメディアプラザ山口 6F

参考

改善計画

「中小企業における労働力の確保及び良好
な雇用の機会の創出のための雇用管理の
改善の促進に関する法律」に基づく新分
野進出等に係る改善計画

基盤人材

申請事業主が、改善計画に、経営基盤の強
化に資する人材として記載した者であり、
新分野進出等に係る新たな事業の業務に就
く、次のいずれにも該当する者

イ. 次のいずれかに該当

- A. 事務的・技術的な業務の企画・立案、
指導を行うことができる専門的な知識
や技術を有する者
- B. 部下を指揮・監督する業務に従事する
係長相当職以上の者

ロ. 申請事業主が年収350万円以上の
賃金で雇用する者

主な納税の種類

～事業を行うと納めなくてはならない税金があります～

会社組織の場合

国 税

法人税

法人税額
 = 課税所得 × 税率 - 控除額
 課税所得
 会計上の手続きに従い算出した利益から、
 損金不参入（会計上の費用でも、税務上
 の費用と認められないもの）、益金不参
 入（会計上の収益でも税務上の収益に含
 める必要のないもの）を調整（申告調
 整）した金額
 控除額
 利子、配当などで支払った所得税や経営
 基盤の改善に役立つ設備を所得した場合
 などの特別控除

消費税

納税義務者は、課税事業者
 課税事業者とは、基準期間（その年の前々
 年）の課税売上高が3,000万円を超え
 る事業者。
 免税事業者とは、基準期間の課税売上高が
 3,000万円以下の事業者。
 通常の消費税の計算
 納付税額 = 課税売上高 × 4%
 - 課税仕入高 × 4%
 課税売上高
 消費税が課税される売上の合計金額
 - 値引・返品・割戻などの合計金額
 課税仕入高
 消費税が課税される仕入の合計金額
 - 値引・返品・割戻などの合計金額
 簡易課税制度による消費税の計算
 基準期間の課税売上高が2億円以下
 （平成17年の課税期間からは
 5,000万円以下）の事業者は、
 簡易課税制度を選択できる。
 消費税額 = 売上に係る消費税額
 × みなし仕入率
 みなし仕入率
 卸売業 90% 小売業 80%
 製造業 70%
 飲食店他 以外 60%
 不動産業・運輸通信業・サービス業
 50%

都道府県税

県民税（法人住民税）

納税義務者は県内に事務所又は事業所を有
 する法人等
 納税額は +
 均等割（標準税率）
 資本等の金額に応じ、2万円
 ~ 80万円（5段階）
 法人税割
 課税標準（法人税額）× 5%

事業税

納税義務者は県内に事務所又は事業所を有
 する法人等
 納税額 = 課税標準 × 税率
 課税標準
 各事業年度の所得（法人税の課税標準
 である所得）
 税率
 所得のうち
 年400万円以下の金額 5%
 年400万円超800万円以下 7.3%
 年800万円超 9.6%

地方消費税

消費税額の2.5%（消費税率換算で1%）

市町村税

市町村民税

納税義務者は市町村内に事務所又は事業所
 を有する法人等
 納税額は +
 均等割（標準税率）
 資本等の金額及び従業者数に応じ、
 5万円～300万円（9段階）
 法人税割
 課税標準（法人税額）× 12.3%

タックスアンサー・ホームページ

（アドレス）広島国税局

<http://www.taxanser.nta.go.jp/>

発行 山口大学「YUBIS」事務局
 連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1
 電話 0836-85-9972 （FAX兼用）
 e-mail yubis@ml.crc.yamaguchi-u.ac.jp
 URL <http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/>

